

令和5年度事業計画書

福祉総合相談支援センターあい

1. 基本方針

福祉総合相談支援センターあいは、子どもから高齢者まで住み慣れた地域でお互いを気にかけ尊重し合いながら生活するため環境づくりの一翼を担う。更に、昨今の社会変化に伴う表面的かつ潜在的受容を利用者と地域住民及び関係機関等と共有し整理する一方で、個々の強みに着目し利用者の主体性を引き出しながら日常を過ごせるようサポートを行う。

これらを実施するために、事業所全体のモチベーション及びパフォーマンスを高めながら職員各々の承認欲求、自身が責任や使命を果たそうとする気持ちを高めていくことを基本とする。

2. 事業の種類

○障害者総合支援法に基づく事業

【計画相談支援】

- ・ 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。
- ・ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後にサービス事業者等との連絡調整の便宜を供与するとともに「サービス等利用計画書」を作成する。
- ・ 支給決定の有効期間内においてモニタリング期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し「サービス等利用計画書」の見直しを行う。

(対象)

- ・ 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者

【障害児相談支援】

- ・ 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容を記載した「障害児支援利用計画案」を作成する。
- ・ 通所支給定若しくは通所支給決定の変更の決定後にサービス事業者等との連絡調整の便宜を供与し「障害児支援利用計画」を作成する。
- ・ 通所給付決定の有効期間内においてモニタリング期間ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し「障害児支援利用計画」の見直しを行う。

(対象)

- ・ 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

【地域相談支援（地域移行支援）】

- ・ 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

(対象)

- ・ 障害者支援施設、児童福祉施設等に入所している障害者
- ・ 精神科病院に入院している精神障害者

【地域相談支援（地域定着支援）】

- ・ 居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。

(対象)

- ・ 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ・ 居宅において家族と同居している障害者であっても、家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、緊急時の支援が見込めない状況にある者

【肝属地区障がい者基幹相談支援センター（出向）】

- ・ 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し地域の実情に応じて、以下の業務を行う。
 - ①総合的・専門的な相談支援の実施相談
 - ②地域の相談支援体制の強化の取り組み
 - ③地域移行・地域定着
 - ④権利擁護・虐待防止

○介護保険制度に基づく事業

【居宅介護支援】

- ・ 居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づきサービスの提供が確保されるように各サービス事業所との連絡調整を行う。

(対象)

- ・ 要介護認定を受けた利用者で、介護保険の福祉サービスを利用する必要のある利用者

【介護予防】

- ・ 地域包括支援センターより委託を受けた者で要支援の認定を受けた者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、健康と暮らしの向上を目指し。身体機能の改善だけでなく、高齢者の社会参加や生きがいにも働きかけを主眼にして介護予防サービス支援計画書の作成を行い、それに基づいて各課介護予防サービス事業所、利用者との連絡調整を行う。

(対象)

- ・ 要介護認定で要支援の認定を受けた被介護保険者で介護予防を必要とする者

【日常生活支援総合事業】

- ・ 包括支援センターの委託を受け、65歳以上で要介護状態になるおそれのある者に対して市町村が独自に行う訪問型サービス・通所型サービス等の介護予防サービス支援計画書の作成を行い、各サービス事業所、利用者などとの利用調整を行う。

(対象)

- ・ 要支援の認定を受けた者、基本チェックリストで該当者と認定された者

3. 今年度の目標

【児童・障害福祉部門】

- ・ 相談支援専門員 常勤専従 3 名、兼務 4 名の人員体制で担当利用者 500 名以上を維持
- ・ 介護保険利用者に対し介護保険サービスにない障害者就労を提案しながら 65 歳以上の新規利用者の獲得を目指す。
- ・ 地域相談支援（地域移行支援）を理解し必要に応じ保健所や精神科病院と連携
- ・ 地域相談支援（地域定着支援）の対象利用者を 1 名以上獲得

【介護保険部門】

- ・ 介護支援専門員 常勤専従 2 名。介護予防、日常生活支援総合事業の利用者、要介護利用者の担当約 65 名を維持
- ・ 地域包括支援センターと連携を図りながら困難事例への対応及び権利擁護の推進、初期認知症高齢者の獲得

【共有事項】

- ・ 障害福祉分野と介護保険分野の連携
- ・ 相談員のケアマネジメントスキルの向上（研修、情報収集等）
- ・ IT 機器の活用により事業体制の円滑化及び効率強化、段階的なペーパーレス化
- ・ 感染症及び災害に対応した事業体制強化
- ・ 地域の実情に合わせて横断的な連携
- ・ 業務継続計画（BCP）の検討

4. その他

- ・ その他の計画内容については本法人事業計画内容に沿う。